

入 札 公 告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本業務に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

今回の業務に参加可能な実績を有し、業務拠点の参加条件を満たす者は、667者程度が見込まれます。

令和8年1月14日

分任支出負担行為担当官

北陸地方整備局 神通川水系砂防事務所長 石井 崇

1. 業務概要

(1) 業 務 名 令和8年度神通川水系砂防事務所調査計画資料作成業務

(電子入札対象案件) (電子契約対象案件)

(2) 業務目的

本業務は、神通川水系砂防事務所管内の砂防に関する資料作成等を行うことにより職員を支援し、当該事務所の円滑な事業推進を目的とする業務である。

(3) 業務の内容

本業務は、以下に掲げる内容を行うものである。

なお、本業務は資料作成Ⅰによる実施を基本とするが、緊急的業務が発生した場合は資料作成Ⅱにより並行実施するものとする。

- 1) 工事に関する資料の作成
- 2) 事業計画立案に関する資料の作成
- 3) 関係機関等の協議に関する資料作成
- 4) 地元説明に関する資料作成
- 5) 予算要求に関する資料作成
- 6) 広報に関する資料作成
- 7) 出水速報等の資料の作成
- 8) その他、調査・計画に関する資料の作成

(4) 技術提案に関する要件

業務を実施するにあたっては以下の視点から競争参加資格確認申請書等を提出する者は(以下「競争参加資格確認申請者」という。)創意工夫を発揮し、公共サービスの質の向上に努めるための、各提案を行うものとする。

1) 業務の実施方針に関する提案

競争参加資格確認申請者は、業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等について、

業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

2) 評価テーマに対する技術提案

競争参加資格確認申請者は、下記評価テーマについて、留意点を踏まえた技術提案を行うこととする。

評価テーマ：守秘義務を確保するための具体的な工夫及び留意点について

(5) 成果品について

成果品は以下のとおりとする。

1) 業務実施報告書 1式

2) 打合せ資料 1式

(6) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日

なお、落札決定の保留が令和8年3月31日までに行えない場合は、履行期間の開始日を契約締結の翌日からとする。

(7) 本業務は、入札前に業務計画等に関する競争参加資格確認申請書等を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。また、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格を設定する総合評価落札方式においては、予定価格1,000万円を超える業務の場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う。

(8) 本業務は資料提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えるものとする。

(9) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙契約方式に変えることができる。

(10) 本業務はワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価を行う業務である。

(11) 本業務は、令和6年3月13日付け国土交通本省通知「令和6年能登半島地震に係る「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」の取扱いについて」に基づき、賃上げを実施する企業に対する加点措置を行わない業務である。

※通知については、北陸地方整備局ホームページを参照：

<https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/sougouchinage/index.html>

(12) 本業務は、若手技術者の育成支援を目的として、配置予定管理技術者の随行者として予定担当技術者又は競争参加資格確認申請者と直接的雇用関係がある若手技術者を競争参加資格確認申請書等のヒアリングに参加させたい場合、競争参加資格確認申請者からの申し出により参加を認める試行業務である。

(13) 本業務は、賃金等の変動に対処するための「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務委託料の変更の取扱いについて（試行）」（令和7年12月3日付国官技309号、国官総第182号、国営整第141号、国港総第501号、国港技第78号、国空予管第991号、国空空技第379号及び国空交企第267号）の試行業務である。

なお、詳細については、特記仕様書によるものとする。

2. 入札参加資格

競争参加資格確認申請者は、2-1.に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

2-1. 単体企業

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 北陸地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度の土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請中であること。
- (3) 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

2-2. 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者に対する条件

2-1 (2) に掲げる令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、開札の時までに当該認定を受けていなければならない。

なお、開札の時までに、当該認定がされていない場合は、競争参加資格を有しない者のした入札に該当し、入札を無効にする。

2-3. 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡をとることは、別冊北陸地方整備局競争契約入札心得第4条の3第2項の規定（入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書、工事費内訳書その他契約担当官等に提出する書類の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない）に抵触するものではないことに留意すること。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。1) については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7号に規定する更生会

社をいう。)である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ・会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ・会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ・会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ・会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ロ 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ハ 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

ニ 組合の理事

ホ その他業務を執行する者であつて、イからニまでに掲げる者に準ずる者

- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合

- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

- (3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(設計共同体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2-4. 競争参加資格確認申請者に関する要件

- (1) 業務実施体制に関する要件

- ・競争参加資格確認申請者は、北陸地方整備局管内に業務拠点(配置予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ)を有するものであること。
- ・業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- ・業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

- (2) 業務実績に関する要件

- ・競争参加資格確認申請者は、平成23年度以降に完了した以下に示す業務(令和7年度完了予定も対象に含む)において、1件以上の実績を有すること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満(本業務公告時において未完了の業務成績は含まない)の場合は実績として認めない。

業務実績は、平成23年度以降に元請として完了した業務とし、物品の製造、物品の販売、役務の提供等の区分により発注された業務(国土交通本省発注は除く)及び出向又は派遣、再委託を受けて行った業務の実績は含まない。

業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、公物管理補助業務、行政事務補助業務（調査計画資料作成業務等）、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務、調査検討・計画策定業務、管理施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業務。

2－5．配置予定管理技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

（1）配置予定管理技術者の資格等

以下のいずれかの資格等を有するもの

- ・技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）
- ・1級土木施工管理技士
- ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者
- ・（一社）全日本建設技術協会による公共工物品質確保技術者（Ⅰ）又は公共工物品質確保技術者（Ⅱ）
- ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（※1）（技術士（建設部門）と同様の部門に限る）

※1 「RCCMと同等の能力を有する者」とは、RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者

※ 外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（不動産・建設経済局建設市場整備課）を受けている必要がある。

なお、競争参加資格確認申請書等の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、この場合、競争参加資格確認申請書等提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の認定を受けるためには競争参加資格確認結果の通知日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

（2）配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

配置予定管理技術者は、平成23年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（令和7年度完了予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。

ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満（本業務公告時において未完了の業務成績は含まない）の場合は実績として認めない。

業務実績には、平成23年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める（ただし、物品の製造、物品の販売、役務の提供等の区分により発注された業務（国土交通本省発注は除く）及び照査技術者として従事した業務は除く）。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

1）同種業務：国、地方公共団体、特殊法人等、地方公社、公益法人、又は大規模な土木

工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務（類する業務を含む。）、公物管理補助業務（類する業務を含む。）、行政事務補助業務（調査計画資料作成業務等）

- 2）類似業務：国、地方公共団体、特殊法人等、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注したCM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計における概略・予備・詳細設計業務、土木工事における監理技術者又は主任技術者の業務

なお、上記の期間に、産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する休業）及び介護休業（同条第2号に規定する休業）（以下単に「休業」という。）を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間（以下「評価対象期間」という。）を延長することができるものとし、この場合においては、休業を取得したことを証明する書類を添付する。

（3）直接的雇用関係

配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、本業務の受注者と直接的雇用関係がなければならない。

（4）手持ち業務量

配置予定管理技術者は、令和8年4月1日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。また、履行期限が令和8年3月31日以前となっているものは含まない。さらに、複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。以下、同じ。）が5億円未満かつ10件未満であること。ただし、手持ち業務とは管理技術者又は担当技術者となっている契約金額が500万円以上の業務をいう。

令和8年4月1日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を5億円未満から2.5億円未満に、件数を10件未満から5件未満にするものとする。

また、本業務の履行期間中は管理技術者の手持ち業務量が契約金額5億円、件数で10件（令和8年4月1日現在での手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には契約金額で2.5億円、件数で5件）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当であると認められる場合には、当該管理技術者を、以下の1）から3）までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- 1）当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

- 2) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- 3) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

2－6. 配置予定担当技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 配置予定担当技術者の資格

以下のいずれかの資格等を有するもの

なお、資料作成Ⅰについては、1つの履行場所（業務対象事務所等）において、担当技術者を複数配置する場合、うち1名については、資格を満たす必要はない。ただし、資料作成Ⅱについては全ての担当技術者が資格等を有すること。

- ・技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）、技術士補（建設部門）
- ・1級土木施工管理技士、1級土木施工管理技士補又は2級土木施工管理技士
- ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者
- ・（一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は公共工事品質確保技術者（Ⅱ）
- ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士（建設部門）と同様の部門に限る）（※1）
- ・「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」と同様の実務経験が1年以上の者（※2）
- ・河川又は道路関係の技術的行政経験（※3）を5年以上有する者

- ※1 「RCCMと同等の能力を有する者」とは、RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者
- ※2 複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば実務経験を有するものとして判断する。
- ※3 「技術的行政経験」とは、国、都道府県、政令市、中核市、特殊法人等で職員として従事したことを言う。

2－7. 競争参加資格確認申請書等に関する要件

競争参加資格確認申請書等において、内容が殆ど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

3. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 落札者を決定するための基準

落札者の決定は、総合評価落札方式により行うものとする。

入札参加者は、価格及び競争参加資格確認申請書等をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記（2）総合評価の評価方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- 1) 入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が 1,000 万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
- 2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。
- 3) 上記において、評価値が最も高い者が 2 名以上あるときは、電子入札システム内の電子くじにおいて落札者を決める。

(2) 総合評価の評価方法

1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の満点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

価格評価点の満点は 30 点とする。

3) 技術評価点の算出方法

競争参加資格確認申請書等の内容に応じ、下記ア、イ、ウ、エ、オの評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は 60 点とする。

ア 予定技術者の経験及び能力

イ 実施方針

ウ 技術提案

エ 技術提案等の履行確実性(本業務の予定価格が 1,000 万円を超えた場合は、評価対象とする)

オ ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = (\text{技術評価点の満点}) \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$$

$$\text{技術評価の得点合計} = (\text{アに係る評価点}) + (\text{技術提案評価点}) \times (\text{エの評価に基づく履行確実性度}) + (\text{オに係る評価点})$$

$$\text{技術提案評価点} = (\text{イに係る評価点}) + (\text{ウに係る評価点})$$

$$\text{ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する評価点} = (\text{オに係る評価点})$$

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒506-1121 岐阜県飛騨市神岡町殿 1020-4

北陸地方整備局神通川水系砂防事務所総務課総務係

電 話 0578-82-1220

電子メール jinzu-dennyu@hrr.mlit.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

令和8年1月14日(水)から令和7年3月10日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

入札説明書等は、電子入札システムからダウンロードすることにより交付する。運用及び操作の詳細については以下のアドレスを参照のこと。

アドレス：<https://www.e-bisc.go.jp/>

なお、電子入札システムからダウンロードできない場合は、4.(1)に電話又は電子メールにより申し込むこと。ただし、電子メールによる場合は、着信確認を行うこと。

交付方法：交付期間内に必着で、切手を添付した返信用封筒及びCD等を同封し、4.

(1)へ郵送すること。CD等に複製したものを折り返し郵送する。(窓口交付は行わない。)

(3) 競争参加資格確認申請書等の提出期間、場所及び方法

令和8年1月14日(水)から令和8年2月4日(水)17時00分までに電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)する場合は、令和8年2月4日(水)17時00分までに上記4.(1)に必着とする。

(4) 競争参加資格確認申請書等に関する書類審査の実施

書類審査では競争参加資格確認申請書等に記載された内容の確認を行う。また、本業務は、競争参加資格確認申請書等のヒアリングを実施する。

(5) 競争参加資格確認の通知日

競争参加資格の有無の通知は令和8年2月27日(金)を予定する。

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て、紙入札方式による場合は、入札書を上記4.(1)まで持参すること。

・電子入札システムによる入札の締め切りは、令和8年3月11日(水)13時00分

・紙により持参の場合は、令和8年3月11日(水)13時00分

・開札は、令和8年3月12日(木)10時00分

〒506-1121 岐阜県飛騨市神岡町殿 1020-4

北陸地方整備局 神通川水系砂防事務所 入札室 にて行う。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - 1) 入札保証金 免除
 - 2) 契約保証金 免除
- (3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要

なお、本業務において提出された技術提案について、提案内容として採用したものについては契約書特約事項として添付する。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.(1)に同じ。
- (6) 本業務にかかる開札は、落札決定を保留した上で行うものであり、落札決定及び契約締結は、令和8年4月1日とする。ただし、当該業務にかかる令和8年度予算成立が4月2日以降となった場合は、当該予算の通知日とする。また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。
- (7) 本業務の予定価格が1,000万円を超えた場合は、履行確実性を評価するために、技術提案に関するヒアリングとは別に、履行確実性に関するヒアリングを実施するとともに、技術提案書とは別に追加資料の提出を求める場合がある。
- (8) 詳細は入札説明書による。

－ 以 上 －